

朝日村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成29年2月

平成30年4月一部改正

朝日村通学路安全推進協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、朝日村では平成24年8月に各小中学校の通学路の危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などの機関が連携して緊急合同点検を行い、必要な対策について協議してきました。

引き続き、関係機関が連携して通学路の安全確保に向けた取り組むため、今後は、関係機関の更なる強化を図り、「朝日村通学路交通安全プログラム」に基づき、計画的かつ継続的に通学路の安全対策を実施し、安心して通学できる通学路の確保を図っていきます。

2 通学路交通安全推進協議会の設置

(1) 関係機関の連携強化を図るため、次の組織から選ばれた者をメンバーとする「朝日村通学路安全推進協議会」を設置しました。

- ・ 松本建設事務所
- ・ 塩尻警察署
- ・ 塩尻朝日交通安全協会朝日支部
- ・ 小中学校（PTA）
- ・ 朝日村（総務課、建設環境課、教育委員会）

(2) 協議会の役割

プログラムに基づき、合同点検の実施、対策の検討及び実施、対策効果の把握、対策の改善及び充実など、計画的かつ継続的な通学路の安全確保に向けた検討を行います。

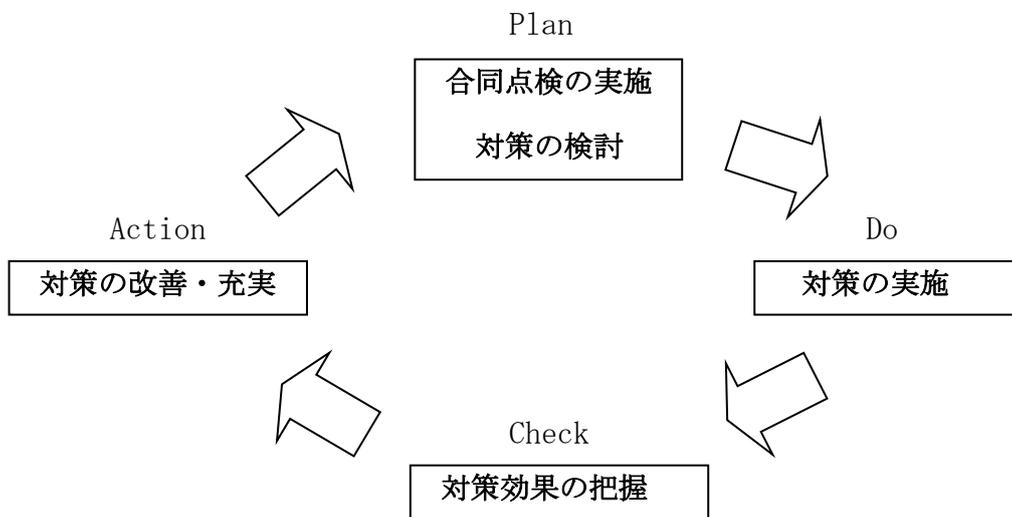
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

計画的かつ継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善、充実を図ります。

これらの取組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

ア 合同点検の実施時期等

(ア) 各学校は、保護者の協力を得て通学路の点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所を教育委員会に報告します。

(イ) 報告された危険箇所について、効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進協議会において、課題の調整を行います。

イ 合同点検の体制

(ウ) 通学路安全推進協議会で調整された危険箇所を基に、学校、保護者、道路管理者、警察、村等関係者により、合同点検を年1回実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、個所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童・生徒が安全になったと感じているか等を、学校を通じて対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表、箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「箇所図」を作成し、公表します。

【添付資料】

別添 対策一覧表及び箇所図